

## 会津大学奨学寄附金取扱規程

(平成18年4月1日規程第60号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、会津大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金の取扱い等に関して必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学寄附金 教育及び学術研究の奨励に使用されることを目的とする寄附金をいう。
- (2) 所属長 本学の学科、情報センター、研究センター等、コンピュータ研究所及び企画運営室の長をいう。

(奨学寄附金の受入れの制限)

**第3条** 次の各号に掲げる奨学寄附金（以下「寄附金」という。）は、これを受入れることができない。

- (1) 財政負担及び人員増を伴う寄附金
  - (2) 土地、建物及び附属施設を取得することを目的とする寄附金
  - (3) その他学長が特に支障があると認める寄附金
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受入れることができない。
- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
  - (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらの権利をうける権利（以下「工業所有権等」という。）を寄附者に譲渡し又は使用させること。
  - (3) 寄附者が寄附金の使途について調査を行うこと。
  - (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部の寄附を取り消すことができること。
  - (5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

(寄附の申込)

**第4条** 寄附の申込みをしようとする者は、寄附申込書（様式第1号）を所属長を経由して学長に提出するものとする。

(寄附の受入れの承認)

**第5条** 学長は、寄附の申込みがあった場合は、会津大学共同研究等受入審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を徴し、これを適当と認めるときは当該寄附金の受入れを承認するものとする。

2 学長は、寄附の受入れを承認した場合は、寄附申込承諾書（様式第2号）により当該寄附申込者に通知するものとする。

（庶務）

**第6条** 奨学寄附金に関する庶務（ただし、経理に関するものを除く。）は、事務局企画連携課において行う。

（補則）

**第7条** この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱い等に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。